

事業者向け

# ごみの減量化・ 適正処理の手引き



～じょうずに使ってリサイクル 広げよう循環の環～

## 能代市

# 目 次

はじめに	1
------	---

I 能代市のごみの現状	2
-------------	---

II ごみの減量とリサイクル	3
----------------	---

1 ごみの減量とリサイクルのメリット	3
2 3R活動の推進	4
3 リサイクルの推進について	5
4 紙ごみの減量とリサイクル	6
5 市役所における取り組み	7

III 事業者の責務	8
------------	---

IV 廃棄物の区分	8
-----------	---

V 廃棄物の処理方法	9
------------	---

1 産業廃棄物	9
2 事業系一般廃棄物	10
3 家電4品目	11
4 パソコン	12

VI よくあるお問い合わせ (Q & A)	13
-----------------------	----

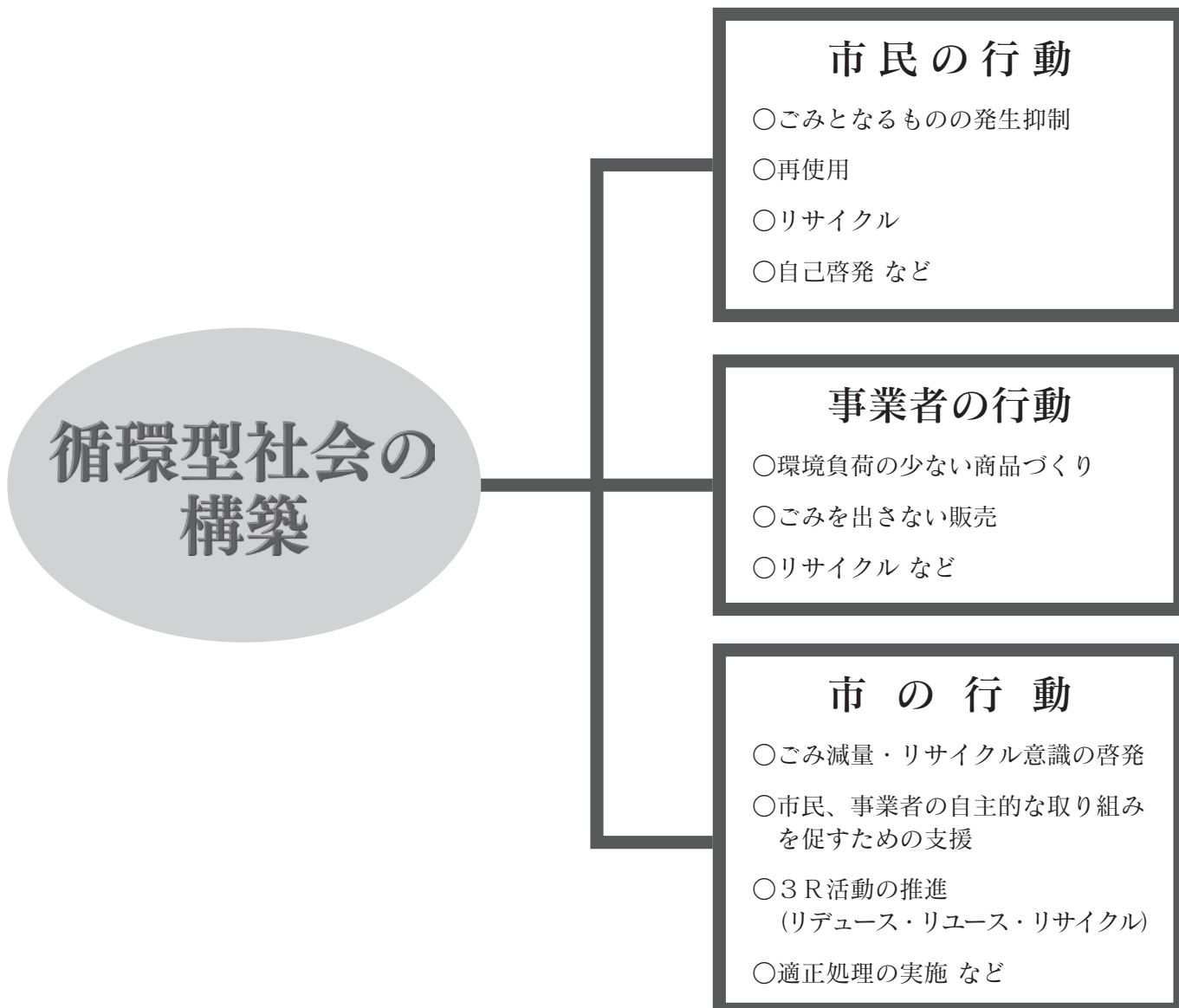
# はじめに

「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルの変化を背景に廃棄物は質・量ともに多様化・増大し、地球温暖化などの深刻な問題を発生させています。これらの問題を解決するには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会、循環型社会の構築が重要となっています。

このような背景の中で、能代市では「能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、市民、事業者、市の責務を明確にし、廃棄物の排出抑制及び、再生利用の促進等を図ることとしております。

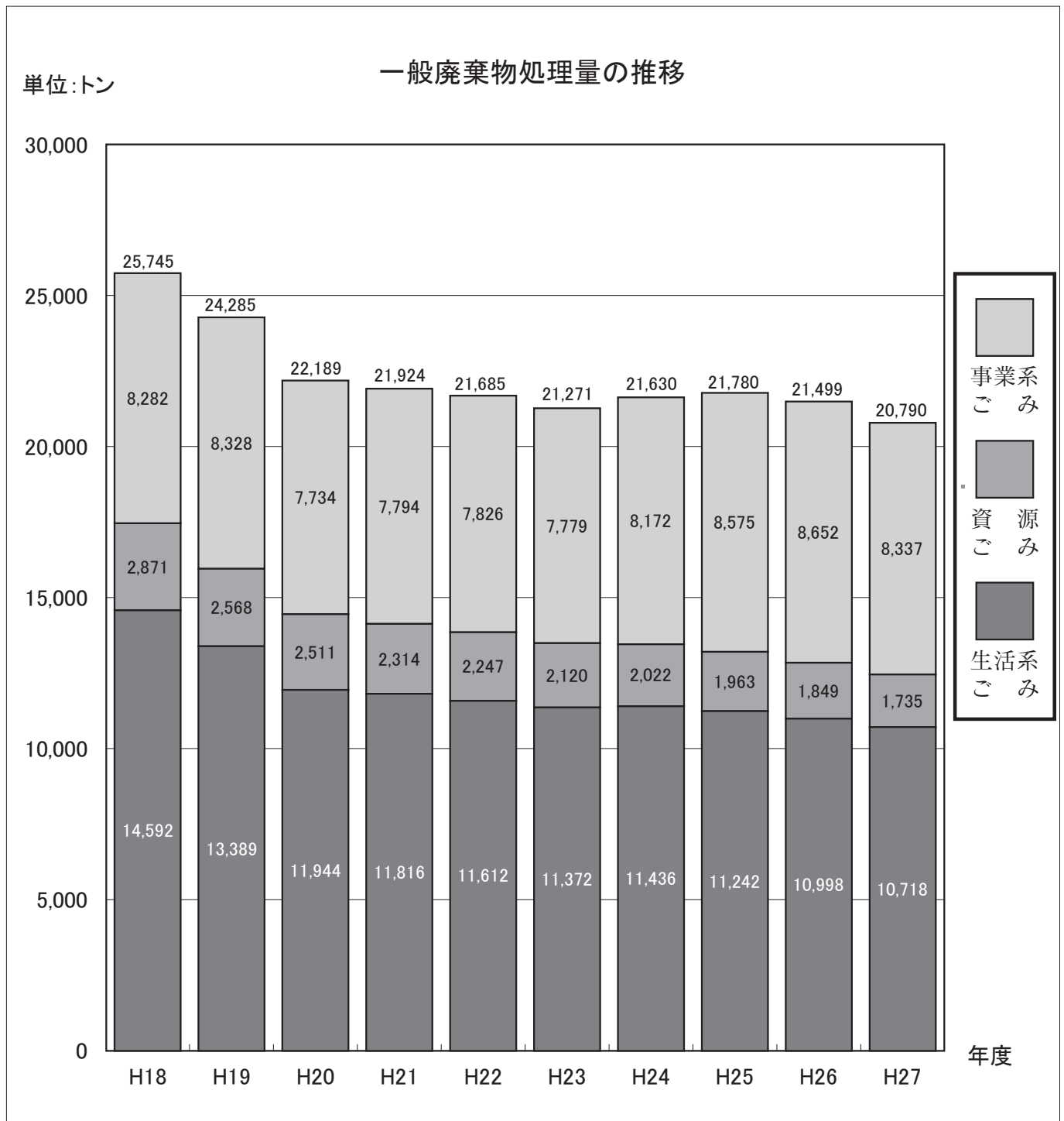
本手引きは、平成26年度に能代市が実施した、「事業系ごみの減量と再資源化を進めるためのアンケート」の結果をふまえ、事業者の皆様より廃棄物について理解を深めていただき、事業所から発生したごみの適正処理や、減量化への取り組みを進めていただくことを目的に作成しました。

事業者の皆様には、本手引きをご活用いただき、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていただくようお願いいたします。



# I 能代市のごみの現状

能代市全体の一般廃棄物処理量は、平成18年度以降約2.1万トン～2.6万トンで推移しております。生活系ごみは着実に減少している一方で、事業系ごみについては、平成27年度にわずかながら減少したものの、近年では増加傾向であることから、さらなる減量が求められています。



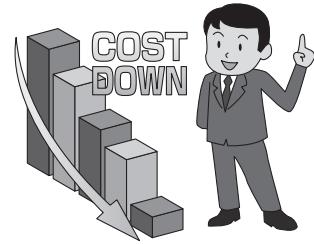
## II ごみの減量とリサイクル

ごみの排出量を減らすためには、事業所全体での取り組みが必要であり、一人ひとりがごみの排出量を少しでも減らそうという意識を持ち、行動に移すことが重要です。まずは、自分ができることから始めましょう。

### 1. ごみの減量とリサイクルのメリット

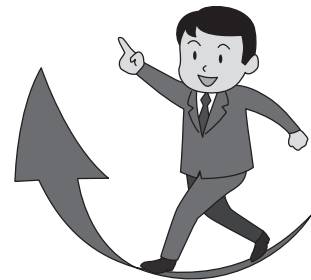
#### 経費の削減！

事務用品の無駄使いを減らし、紙類の使用量を抑えるなど、職場内での体系的な節約を行うことで、経費の削減が図れます。



#### 企業のイメージアップ！

環境に関する取り組みを積極的に実践しPRすることによって、企業のイメージアップが期待されます。



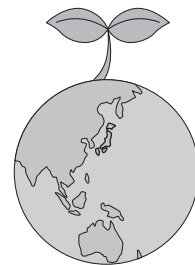
#### 社員の意識が変わります！

職場全体でごみの減量に取り組むことで、社員の意識が変わり、作業工程の合理化、品質の向上などが期待されます。



#### 地球環境の保全に寄与します！

ごみの減量やリサイクルに取り組むことで、天然資源の保全、省エネルギー化などが図られ、豊かな地球環境を次世代に残すことができます。



## 2. 3R活動の推進

3R活動とは、下記の3つのRに取り組むことで、限りある天然資源を有効に使い、環境への負荷をできる限り減らす社会(循環型社会)をつくらうとするものです。

### 発生抑制

**Reduce** (リデュース)・・・リデュースとは、「減らす・縮小する」といった意味です。家庭や事業所から出るごみ自体を減らすことに加え、ごみとなるものを買わない・持ち込まないことが大切です。

- 文房具類は最後まで使い切る
- 洗剤などは詰め替え用のものを買う
- 使い捨て商品を使用しない

### 再使用

**Reuse** (リユース)・・・リユースとは、不要になったものをもう一度使うことです。

- 繰り返し使用できる事務用品は再利用する
- 不要になった紙を再利用する(メモ紙など)
- 修理できるものは修理して使う

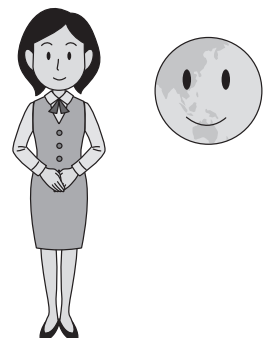
### 再資源化

**Recycle** (リサイクル)・・・リサイクルとは、不要になったものを原料に戻し、新しい製品として再び使用することです。リサイクルには費用と新たな資源も必要です。リデュースしてリユースして、そして最後にリサイクル。リサイクルしてできた商品をみんなでも使うこともまた、リサイクルの輪を途切れさせないために大切なことです。

- ペットボトルや缶類等はしっかり分別し、資源ごみとして出す
- 再生品やリサイクルしやすい商品を買う

★ごみの減量とリサイクルを実践する際に以下の点を確認しましょう。

- ①社内のごみ処理状況を把握し、事業所に合った取り組みを行う
- ②ごみの管理責任者を決める
- ③ごみを減量化・リサイクルするための組織(委員会等)を作る
- ④ごみ減量の具体的な目標を決める(目標数値など)
- ⑤ごみの減量化とリサイクルはできることから始める
- ⑥ごみの分別を徹底する



### 3. リサイクルの推進について

紙のリサイクルは森林を守り、鉄やアルミ、プラスチックのリサイクルは、限りある天然資源の節約になります。ごみを排出する前に必ず、リサイクル可能なものかを確認してください。

リサイクル可能なものである場合は、以下の事業所へ直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者(P.10 参照)に収集を依頼してください。

**※事前に各業者へ料金などを確認してください。**

【持ち込み可能な事業所一覧】 ※平成29年3月現在

(五十音順)

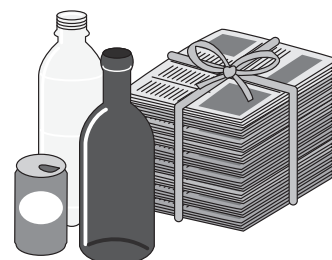
工場名	電話番号	住所	缶	び	紙	ペ
(有)サイキュウ能代	70-1193	能代市扇田字道地139-1	●		●	●
東雲容器	54-5137	能代市落合字下大野37-4	●	●	●	
(株)鈴光	54-5380	能代市須田字萩の台131-1			●	
(株)能代資源	70-1300	能代市扇田字柑子畑1-1	●	●	●	●
畑クリーンサービス(株)	52-5203	能代市浅内字玉清水73	●	●	●	●
(有)日沼リサイクルセンター	76-3512	山本郡八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地53-15	●			
(有)丸伸重機	55-2200	能代市河戸川字南西山168-1	●	●	●	●
(有)宮腰商事	52-9542	能代市落合字亀谷地1-29	●	●	●	●

缶・・・缶類

紙・・・紙類

び・・・ビン類

ペ・・・ペットボトル

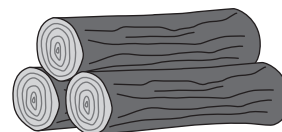


#### 【木材の持ち込み先】

**新秋木運輸(株) (アキモクボード内)** ※処理料金がかかります。

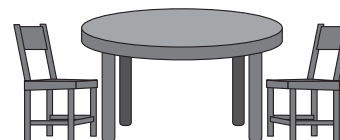
住所：能代市鍼淵字亥の台2-6

電話番号：58-3131



◎持ち込み可能なもの

木くず、使用済建材、端材、稲わら、枝葉、伐木、抜根、庭木、木製建具、木製家具類 (机、イス、テーブル、ベッド、座卓、こたつ等)



## 4. 紙ごみの減量とリサイクル

事業所から出るごみには、コピー用紙や新聞、カタログ、段ボールなどのリサイクル可能な紙類が多く含まれています。ごみの減量に取り組みやすく、すぐに効果が現れるのが紙ごみです。積極的に紙を分別し、紙のリサイクルに努めましょう。

### 紙の使用量を減らそう！

紙の使用量を減らすための取り組みの一例を紹介します。まずは、紙ごみの発生を抑制する工夫をしましょう。

#### ○コンピューター利用（電子メール・社内ネットワークなど）によるペーパーレス化

- ・会議等では積極的にパソコンや電子メールを使用する。

#### ○書類等の共有化・一元化

- ・書類等は共有化を図り、印刷枚数を減らす。
- ・連絡文書等は回覧や掲示板を活用する。

#### ○コピー用紙は両面使用

- ・両面印刷を心掛ける。
- ・ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は設定をリセットする。

#### ○不要になった紙の再利用

- ・裏紙を利用する。
- ・封筒は社内メール便などで繰り返し使用する。



### 紙をリサイクルしよう！

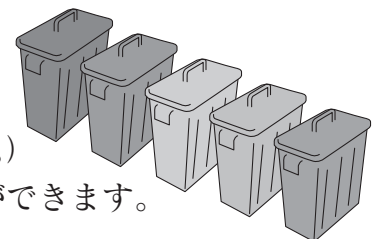
紙をリサイクルするときは、古紙回収業者（P.5 参照）や一般廃棄物収集運搬許可業者（P.10 参照）に相談して効率の良いリサイクルシステムを確立させましょう。

#### ○分別する紙の種類を決める

- ・事業所での排出状況をふまえ、分別する紙の種類を決めましょう。  
（コピー用紙、新聞紙、チラシ、段ボール、カタログ・雑誌、機密文書、雑紙など）  
※雑紙とは、包装紙・紙箱・封筒・ハガキなど

#### ○分別ボックスの設置

- ・種類別に分別ボックスを設置します。（簡単なもので結構です。）
- ・分別ボックスを利用することで、ごみの減量につなげることができます。





## 5. 市役所における取り組み

能代市役所では、環境への負荷を低減するための取り組みを進めています。

以下に、市役所で実践しているごみの減量・リサイクル等の取り組み一例をご紹介します。

### ○事務用紙使用量の削減

- ・電子掲示版やEメールを活用し、文書等のペーパーレス化。
- ・文書や資料等は、両面使用や縮小印刷を徹底。
- ・片面印刷済みの用紙（個人情報等を除く）は、裏面利用又はメモ用紙に再利用。
- ・使用済みの封筒は、事務用袋等として再利用。



### ○ごみ減量の推進

- ・使用済みのファイル等の事務用品は保管し、繰り返し使用。
- ・不要な物品があるときは、電子掲示板等で呼びかけ、再利用。
- ・使用頻度の低い物品は共有化。

### ○リサイクルの推進

#### ①缶・ビン・ペットボトルの分別回収

各庁舎内数箇所に分別ボックスを設置し、缶・ビン・ペットボトルの分別徹底。



#### ②古紙の分別回収

各課で、両面使用済みの廃棄文書（個人情報等を除く）、新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙等の分別徹底。



### ○グリーン購入の推進

- ・グリーンマーク、エコマーク等の表示がある環境に優しい製品の優先購入。
- ・コピー用紙等は、古紙配合率の高い用紙を可能な限り使用。
- ・プリンターやコピー機のトナー等は、リサイクル可能な製品を選択。



**まずは、ごみの排出状況を把握し、自分の事業所に合った取り組みを実践し、  
ごみの減量・リサイクルに努めましょう！**

## Ⅲ 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)及び、能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例により事業者の責務として廃棄物の減量や市の施策への協力が定められています。

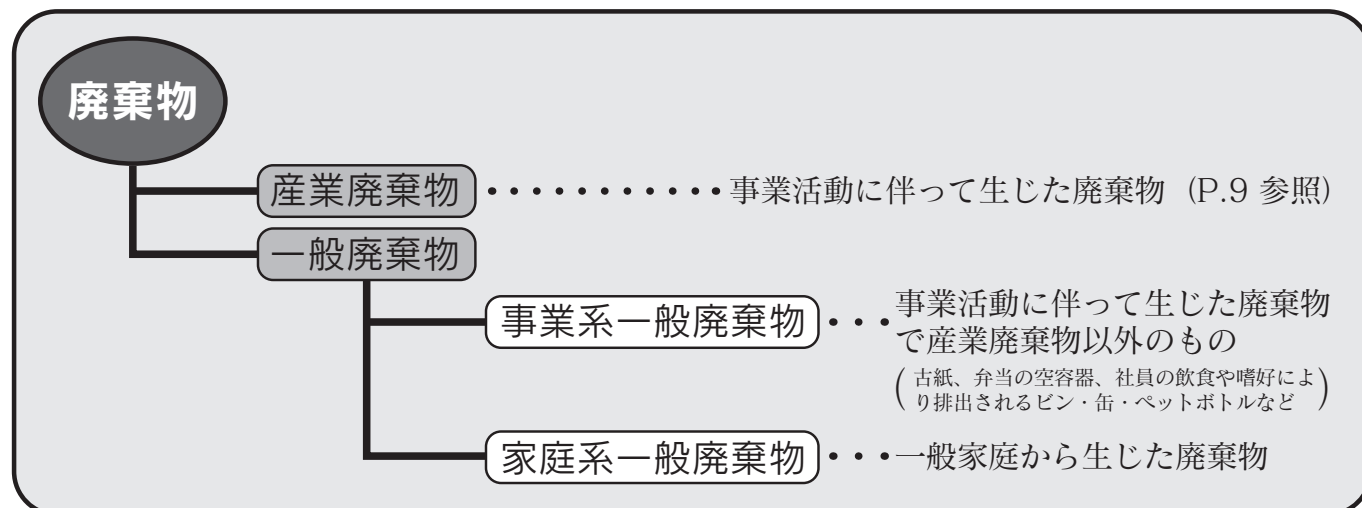
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条

1. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
2. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
3. 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

## Ⅳ 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物を『産業廃棄物』と産業廃棄物以外の『一般廃棄物』に区別しています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令で定められた廃棄物(20種類)のことをいいます。

一般廃棄物には、事業活動に伴って生じる「事業系一般廃棄物」と、一般家庭から生じる「家庭系一般廃棄物」があります。



# V 廃棄物の処理方法

## 1. 産業廃棄物

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令で定められた次の20種類のことをいいます。

産業廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理法で定める基準に従って自ら処理するか、自ら処理することができない場合は、産業廃棄物を処理できる許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託してください。産業廃棄物処理業者については、能代保健所へお問い合わせください。(52-4331)

区 分	具 体 例	
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	②汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃油
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃油
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び、陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、ストレートくず、陶磁器くず等
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪がれき類	工作物の新築・改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであつて集じん施設によつて集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)		

## 2. 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業所から排出されるごみのうち、産業廃棄物(P.9 参照)以外のものです。事業系一般廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理法に定める基準に従って自ら処理する方法、能代市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託し処理する方法、自らが処理施設へ直接持ち込む方法があります。

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】 ※平成29年3月現在

(五十音順)

業者名	電話番号	住所
浅野 健	76-3856	山本郡八峰町峰浜田中字川向13-6
(有)大館紙業	0186-48-6009	大館市釈迦内字台野道下30-2
(有)サイキュウ能代	70-1193	能代市扇田字道地139-1
(株)鈴光	54-5380	能代市須田字萩の台131-1
(株)ダイニチ	52-1300	能代市能代町字下浜1-2
(株)タクト	54-1110	能代市字長崎185-2
東北ビル管財(株)	55-3226	能代市河戸川字大須賀37-1
(株)能代広域清掃	52-9813	能代市浅内字上西山97-1
(株)能代資源	70-1300	能代市扇田字柑子畑1-1
(株)能代清掃センター	52-2286	能代市河戸川字西山下1-6
畑クリーンサービス(株)	52-5203	能代市浅内字玉清水73
フジタ環境	73-5106	能代市二ツ井町字三千菊5-12
マルチプライ(株)	55-3951	能代市川反町3-39
(株)丸伸運送	58-2901	能代市扇田字扇淵3-5
(有)丸伸重機	55-2200	能代市河戸川字南西山168-1
(有)宮腰商事	52-9542	能代市落合字亀谷地1-29

【処理施設に直接持ち込む場合】

分類	可燃物	不燃物
持ち込み先	<b>南部清掃工場</b> 山本郡三種町鵜川字上笠岡70-21 (電話 85-3225)	<b>北部粗大ごみ処理工場</b> 山本郡八峰町峰浜沼田字横長根1-5 (電話 76-3903)
搬入時間	<b>月曜日～土曜日</b> <b>午前9時～午後4時30分</b> (12時～13時の間は搬入できません) ※1月1日～3日は休み	<b>月曜日～土曜日</b> <b>午前9時～午後4時30分</b> (12時～13時の間は搬入できません) ※第1・第3土曜日、第1・第3の月～金曜日の祝日、1月1日～3日は休み
施設に持ち込みできるもの	・生ごみ(水切りをしたもの) ・紙くず(産業廃棄物以外のもの) ・せん定枝(太さ5cm、長さ50cm以内) ・刈り草(土がついていないもの) など	・家電製品(家電4品目以外のもの) ・粗大ごみ など
処理料金	100kgにつき630円	

### 3. 家電4品目

家電4品目とは、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」で指定されている、エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機含む)の4品目のことです。処理する場合には、家電リサイクル料金がかかります。処理方法は下記のとおりです。

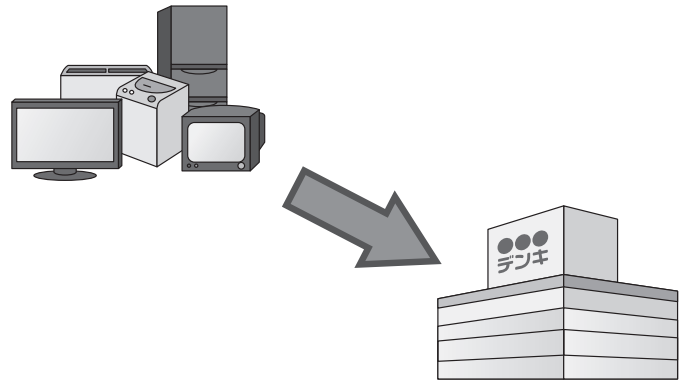
#### 【処理方法】

##### ①購入した店舗が分かる場合や、買い替えの場合

→小売店へ引取りの依頼をしてください。リサイクル料金がかかります。

※平成29年3月現在

リサイクル料金(税別)	
エアコン	900円
テレビ(15型以下)	1,700円
テレビ(16型以上)	2,700円
冷蔵庫・冷凍庫(170L以下)	3,400円
冷蔵庫・冷凍庫(171L以上)	4,300円
洗濯機・衣類乾燥機	2,300円



※一部のメーカーでは料金が違う場合があります。

##### ②自分で指定取引場所へ搬入する場合

→あらかじめ、郵便局でリサイクル券を購入の上、下記の指定取引場所へ搬入してください。営業時間等は直接お問い合わせください。

※平成29年3月現在

指定取引場所	電話番号	住所
日本通運(株) 秋田支店	018-816-0202	秋田市土崎港穀保町130-38
(株)阪東商店	018-862-5734	秋田市向浜1-3-11
DOWA通運(株) 大館営業所	0186-49-3388	大館市清水4-3-26
(株)県南プレスセンター	0187-62-1439	大仙市幸町5-9
日本通運(株) 秋田物流センター本荘	0184-22-0800	由利本荘市中梵天106
日本通運(株) 横手支店営業課	0182-35-4151	横手市杉沢字中杉沢424

##### ③自分で搬入できない場合

→下記業者に依頼してください。リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。料金は直接お問い合わせください。

※平成29年3月現在

収集運搬業者	電話番号	住所
畑クリーンサービス(株)	0185-52-5203	能代市浅内字玉清水73

※日曜日、祝祭日は休みです

## 4. パソコン

パソコンやディスプレイは、「資源有効利用促進法」によりメーカーによる自主回収・リサイクルが行われています。パソコンの処理手順は以下のとおりです。

### ①対象機器のメーカーに申し込む

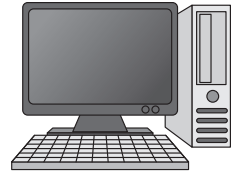
各メーカーの受付窓口一覧はパソコン3R推進協会のホームページで確認できます。(http://pc3r.jp/)

※メーカー等不存在のパソコンについては、

パソコン3R推進協会(電話 03-5282-7685)へ申し込んでください。

※メーカーによって回収方法が異なる場合があります。

※「PCリサイクルマーク」のついたパソコンでも、原則としてリサイクル料金が必要となります。



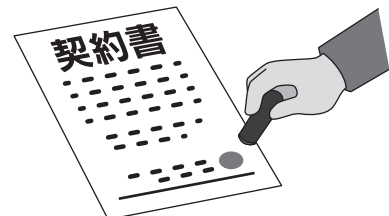
### ②お見積りの提示

申し込み後、各メーカーよりお見積もりが提示されます。



### ③契約

提示金額に合意し、処理委託契約を締結します。

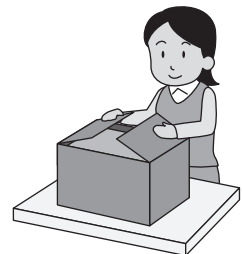


### ④梱包・回収

各メーカーより、輸送伝票が送付されます。

(輸送伝票は輸送会社が回収時にお持ちする場合があります。)

郵送伝票が届いたら、廃棄する機器を梱包し、梱包の外側に輸送伝票を貼り付けの上、輸送会社に希望回収日を連絡し、引渡してください。



### ⑤再資源化センターに配送される

回収したパソコンは解体分別され、資源として再生されます。



## VI よくあるお問い合わせ（Q & A）

**Q** 一般廃棄物はどのように処理したらよいのですか？

**A** 一般廃棄物は、自ら処理をするか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託をして処理をしなければなりません。自ら処理施設へ持ち込み、処理することもできます。（P.10 参照）



**Q** 許可業者にごみの処理を委託する場合の料金はいくらですか？

**A** 許可業者ごとに料金は異なりますので、委託する前に許可業者へご確認ください。（許可業者一覧は P.10 参照）

**Q** 事業所で発生したごみはごみステーションへ出すことはできないのですか？

**A** 各地域に設置されているごみステーションは、家庭から排出されるごみの処理を目的に、各自治会等が設置しております。ごみステーションに、事業所で発生したごみを出した場合は不法投棄とみなされ、罰則が適用されることがあります。（廃棄物処理法により、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが併科され、法人には3億円以下の罰金が科せられます。）



**Q** どうして分別をしなければいけないのですか？

**A** 事業系ごみの中には、分別することで資源として再利用可能なものが多くあります。限りある天然資源を有効に活用していくために、分別・リサイクルにご協力をお願いします。

**廃棄物の処理に「無許可」の回収業者を利用しないでください!**



一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、能代市の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。また、産業廃棄物を収集・運搬・処分するには、秋田県の「産業廃棄物処理業の許可」が必要です。

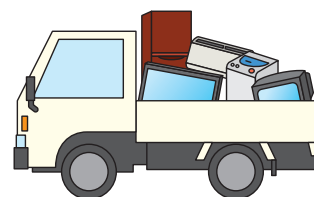
事業所から排出されるごみが一般廃棄物に該当するか、産業廃棄物に該当するか、この手引きを参考に判断し、適正に処理してください。

最近、トラックなどで市内を回り、無料で廃家電等不用品を回収したり、不用品の無料回収のチラシを配布している業者が見受けられます。

**無許可で次のような不用品回収を行っている業者は違法ですので利用しないでください!**

### 1. トラック型回収

拡声器などを使用し、軽トラック等で街宣しながら不用品を回収するトラック型回収業者。



### 2. 広告型回収

「〇月〇日に無料で不用品を回収します。」等と書かれたチラシを配布し、不用品を回収する広告型回収業者。

### 3. 空き地型回収

空き地に「不用品無料回収」等と書かれた看板やのぼり旗を立て、不用品を回収する空き地型回収業者。

※無許可業者にごみ処理を委託した場合は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが併科されることがあります。

**事業所から排出されるごみはこの手引きを参考に、適正処理しましょう!!**

事業者向け

## ごみの減量化・適正処理の手引き

平成29年3月発行

発行 能代市

編集 環境産業部 環境衛生課

〒016-8501

秋田県能代市上町1号3番

TEL 0185-89-2172

FAX 0185-89-1769

E-mail [kankyo@city.noshiro.akita.jp](mailto:kankyo@city.noshiro.akita.jp)



◎ご不明な点がございましたら能代市環境衛生課清掃係へお問い合わせください。